10月から『子ども手当制度』が変わります！

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により、**10月以降の子ども手当**制度の概要について、下表のとおりお知らせいたします。

表．子ども手当制度の概要（9月以前と10月以降の比較）

期間	平成23年4月～同年9月（つなぎ法）	平成23年10月～平成24年3月（特別措置法）	
0歳～3歳未満	一律 13,000円	15,000円	
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）		10,000円	
3歳～小学校修了前（第3子以降）		15,000円	
中学生		10,000円	
支給予定日	6月～9月分	10月～1月分	2月～3月分
	平成23年10月7日	平成24年2月10日	平成24年6月8日

※支給額は月額です。
※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で年齢の1番高い者から第1子と計算する。

また、それに伴い新たな支給要件が下記の通り**5件**追加されました。

【新たな支給要件】

●国内に居住している子どもが対象となること（留学中の場合を除く）。
●児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給すること。
●未成年後見人に父母と同様の要件で支給すること。
●父母等が国外に居住し、その子どもが国内に居住している場合、その子どもを養育している父母指定者に支給すること。
●監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合、子どもと同居している者に支給すること。（単身赴任の場合を除く）

▼問合せ先▼
町保健福祉課福祉係（保健福祉会館内）
☎23－0500